

第60回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
J R 神田万世橋ビル
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

■ 招集ご通知

■ 参考書類

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

■ 添付書類

事業報告／計算書類（連結・個別）／監査報告書

信越ポリマー株式会社

証券コード:7970



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見えておりません。

議決権の行使は郵送又はインターネット等で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛していただくことを強く推奨申し上げます。

なお、本総会における感染予防の対応に関する詳細は下記ウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.shinpoly.co.jp/>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 小野 義 昭

株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第60回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、以下にご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ減収となり、利益につきましては、営業利益は減益となりましたが、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき10円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ2円増配の1株につき18円となります。

当社は、2020年9月、創業60周年を迎えますが、さらに、CSRを基本とした経営を推し進め、安全第一に、地球環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を念頭に行動するとともに、コーポレートガバナンスの充実及び新型コロナウイルスへの対応も含めたりスク管理に万全を期し、企業体質の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

目次

第60回定時株主総会招集ご通知 P 2

株主総会参考書類 P 5

事業報告 P 11

連結計算書類 P 30

計算書類 P 33

監査報告 P 35

(証券コード 7970)
2020年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目9番地
信越ポリマー株式会社
代表取締役 小野 義 昭
社 長

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2020年6月23日(火曜日)午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時	2020年6月24日(水曜日)午前10時30分(受付開始 午前9時30分)
2. 開催場所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 J R 神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋(4階)
3. 会議の目的事項	報告事項 1. 第60期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 招集に当たっての決定事項	<ul style="list-style-type: none">● 議決権行使書面に議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。● 議決権行使書面と電磁的方法(インターネット等)による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使を有効なものいたします。● 電磁的方法(インターネット等)の議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。

以 上

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.shinpoly.co.jp/>)に掲載しております。
- 従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト⇒ <https://www.shinpoly.co.jp/>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（P5～P10）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第60回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

B 書面による議決権行使



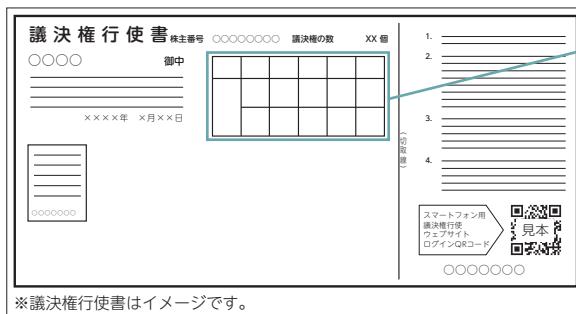
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月23日(火曜日)午後5時35分までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

C インターネット等による議決権行使



インターネット等による議決権行使のご案内(4頁)をご参照のうえ、スマート行使又は、議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2020年6月23日(火曜日)午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

※議決権行使書はイメージです。

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」(New!)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご了承ください事項

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネット等で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

- 議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00 土・日・祝日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

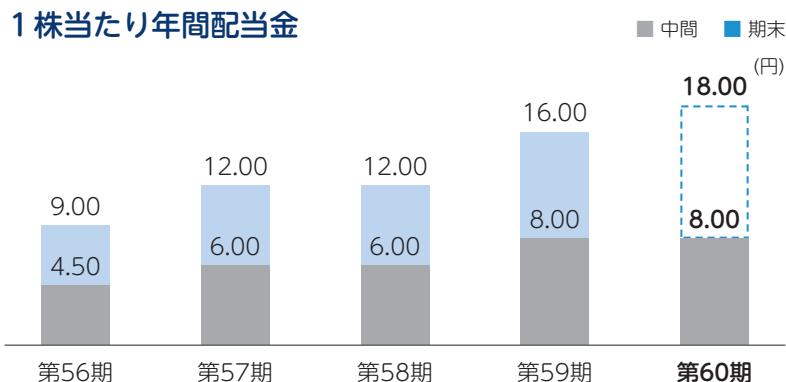
当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき10円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金8円を加えた年間配当金は、1株につき18円となり、前期と比較して2円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額808,787,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月25日



第2号議案**当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社従業員及び当社子会社取締役に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等**(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限**

下記(3)に定める内容の新株予約権1,900個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式190,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。**(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容****① 新株予約権の目的である株式の種類及び数**

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から2026年3月31日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2026年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
 - a. 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
 - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、2026年3月31日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
- i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の行使の条件
上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

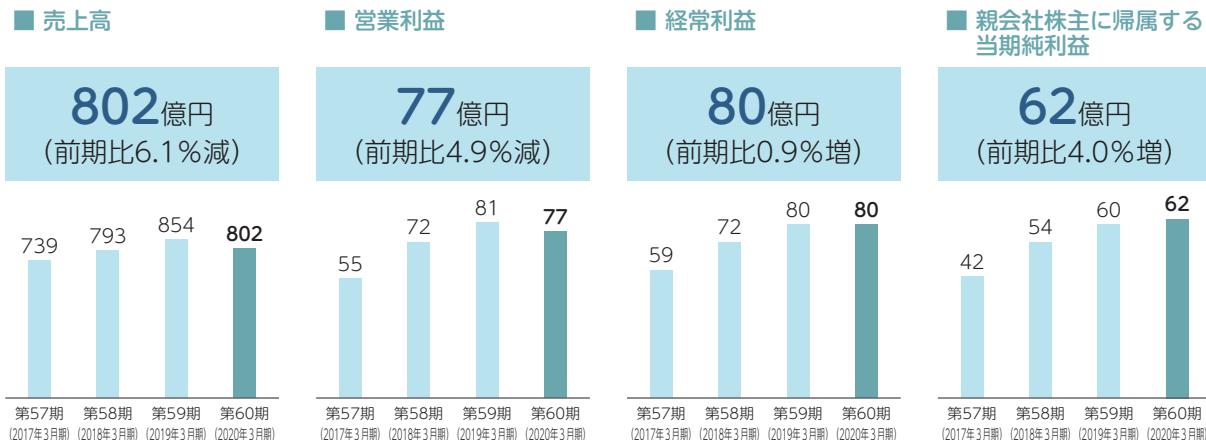
当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心に緩やかな景気拡大基調が続きましたが、保護主義的な経済政策に伴う通商摩擦の深刻化の度合いが増すなかで、新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、先行きに一段と不透明感が増しました。米国では、輸出の伸び悩みがみられましたが、雇用環境の改善が続き、個人消費も底堅く推移しました。欧州では、内需は底堅さを維持しましたが、製造業を中心に成長鈍化がみられました。アジアでは、全体として景気は底堅く推移したものの、中国において景気減速が継続しました。

日本経済は、企業の設備投資及び個人消費が緩やかに増加した一方、生産及び輸出は弱含んだ状況が続きました。

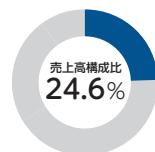
当社グループ関連の事業環境につきましては、半導体業界や電子部品業界の市況が停滞しており、自動車関連分野の需要も前年度並みに留まったため、全体として軟調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは国内外において主力製品及び新規事業製品の拡販に注力した営業活動を継続的に展開し、生産・供給体制の拡充を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高802億54百万円（前期比6.1%減）、営業利益77億56百万円（前期比4.9%減）、経常利益80億97百万円（前期比0.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益62億88百万円（前期比4.0%増）となりました。



(2) 事業別の概況



電子デバイス事業

売上高
19,725百万円
(前期比4.7%減)



事業別概況

当事業では、自動車関連入力デバイスを中心に前年度並みの出荷が続きましたが、全体として売上げは前年度を下回りました。

入力デバイスは、自動車向け電装スイッチの出荷が安定的に推移しましたが、薄型ノートパソコン用タッチパッドの出荷が伸び悩み、売上げは前年度を下回りました。

ディスプレイ関連デバイスは、市況の悪化により需要が減少し低調に推移しました。

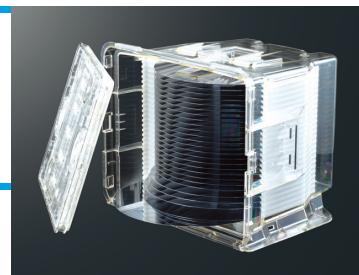
コンポーネント関連製品は、電子部品検査用コネクタの出荷が順調に推移し、売上げは伸長しました。

この結果、当事業の業績は、売上高197億25百万円（前期比4.7%減）、営業利益16億44百万円（前期比10.2%増）となりました。



精密成形品事業

売上高
33,451百万円
(前期比9.8%減)



事業別概況

当事業では、半導体関連容器やキャリアテープ関連製品の出荷が低調に推移し、全体として売上げは前年度を下回りました。

半導体関連容器は、半導体業界の投資減速の影響を受けて300mmウエハー用工程内容器の出荷が低調に推移し、厳しい状況が続きました。

OA機器用部品は、主力のレーザープリンター用現像ローラの需要が伸びず、売上げは減少しました。

キャリアテープ関連製品は、高級スマートフォン用電子部品の需要が徐々に回復しましたが、売上げは前年度を下回りました。

シリコンゴム成形品は、主力の医療関連製品が堅調に推移したものの、全体として売上げは減少しました。

この結果、当事業の業績は、売上高334億51百万円（前期比9.8%減）、営業利益51億25百万円（前期比13.2%減）となりました。





売上高
住環境・生活資材事業 **19,009**百万円
(前期比4.6%減)



事業別概況

当事業では、塩ビ関連製品の市場環境が非常に厳しい中、価格改定や生産効率化に努め、新規事業製品の拡販を推し進めましたが、全体として売上げは前年度を下回りました。

ラッピングフィルム等包装資材関連製品は、一部の価格改定ができましたが、全体的に出荷が振るわず、売上げは横ばいとなりました。

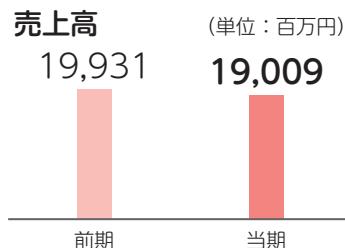
塩ビパイプ関連製品は、市場競争が激しい中、一部の価格改定ができましたが、出荷量が減少し、売上げは減少しました。

機能性コンパウンドは、ロボットケーブル用が年初からの出荷低調が続き、自動車の需要も減速したため、売上げは横ばいとなりました。

外装材関連製品は、新規取引先への拡販、価格改定、災害復旧特需の発生により好調でしたが、下期に入り特需が一段落して、売上げは前年度並みとなりました。

新規事業製品のうち、導電性ポリマーは、スマートフォン部品用途が顧客の工法変更による急減に加え、自動車用電子部品用途の受注が年後半から減速し、売上げは低調でした。

この結果、当事業の業績は、売上高190億9百万円（前期比4.6%減）、営業利益5億8百万円（前期比5.2%減）となりました。



その他

売上高
8,067百万円
(前期比4.2%増)

事業別概況

工事関連では、首都圏を中心に商業施設の新築・改装物件、公共施設の内装物件の受注が増え、全体として、売上げは堅調に推移しました。

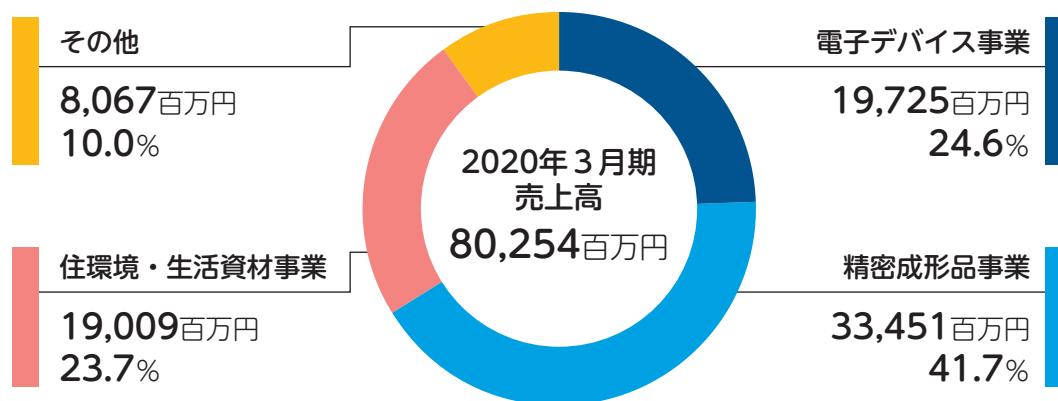
なお、上記各事業に含まれない新規事業開発関連をその他に含めております。

この結果、その他の業績は、売上高80億67百万円（前期比4.2%増）、営業利益4億78百万円（前期比117.1%増）となりました。



【ご参考】

◎事業別売上高構成比



(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、30億32百万円であります。

その主なものは、電子デバイス製品製造設備7億20百万円（電子デバイス事業）、精密成形品製造設備16億43百万円（精密成形品事業）及び住環境・生活資材製造設備5億83百万円（住環境・生活資材事業）であります。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、国内外の既存事業領域の拡大や、その周辺事業領域を含めた領域での新事業創出を優先的に対処すべき課題としております。その詳細は以下のとおりとなります。

まず、既存事業領域においては、伸びる市場に照準を合わせた製品開発、徹底した品質管理、販売力強化及び新規顧客開拓に努め、更なる成長を目指します。

具体的には、電子デバイス事業では、自動車用を中心とした入力デバイス製品を成長のけん引役として位置づけ、顧客の需要を確実に取り込むことに注力します。

また、北米、中華圏、ASEAN地域とインドにおける販売力及び生産性の向上も重要課題として、引き続き取り組みます。

精密成形品事業では、半導体関連容器・キャリアテープ関連製品の需要増に対応し、生産・供給体制の拡充を進める一方で、半導体プロセスの微細化や電子機器の小型化に伴うお客様のニーズに的確に対応し、拡販を図ります。

OA機器用部品は、レーザープリンター用部品・複合機用部品の需要を確実に取り込んで収益の拡大を図ります。

シリコンゴム成形品は、高透明・複合化などの独自技術を生かし、医療用関連製品のさらなる拡販を推し進めるとともに、新製品開発と市場開拓に注力します。

住環境・生活資材事業では、塩ビ関連製品の合理化推進と事業規模の最適化、新規事業製品の拡充・拡販により成長軌道に乗せることを目指します。

特に、機能性コンパウンドや、導電性ポリマー、薄膜エンラフィルムなどの高付加価値製品の拡販を推し進め、収益の拡大を図ります。

次に、中長期にわたる成長を継続するために、既存事業領域やその周辺事業領域における新事業創出が、喫緊の課題であり、「素材配合」、「複合化」、「精密成形加工」など当社の基盤技術を駆使し、新規テーマの発掘と事業育成に鋭意取り組んでまいります。M&A（合併・買収）については、収益拡大と新事業創出の手段として、引き続き実行いたします。

また、当社グループは、CSRを基本とした経営を推し進め、コーポレートガバナンスの充実を図るとともに地球環境保全への貢献、人権尊重、安全第一への取組みを強化し、企業価値の向上に努めます。

なお、当社グループは、国内外に生産拠点、販売拠点を持ち、従前から必要なリスク管理を行っております。ただ、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は想定を大きく上回る事態であることから、当面は現地の行政当局の指示・指導に従いながら、従業員の安全を第一に対応してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

		第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	73,979	79,343	85,460	80,254
営業利益	(百万円)	5,511	7,206	8,153	7,756
経常利益	(百万円)	5,934	7,274	8,026	8,097
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,230	5,455	6,049	6,288
1株当たり当期純利益	(円)	51.60	66.48	74.27	77.55
総資産	(百万円)	96,061	103,667	107,032	105,378
純資産	(百万円)	72,890	77,510	80,560	84,538
自己資本利益率	(%)	5.9	7.3	7.7	7.6

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



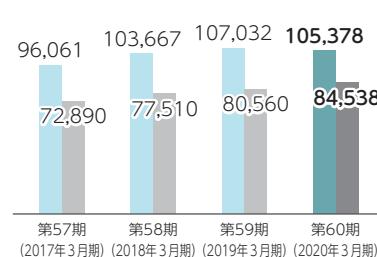
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を53.1%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

(注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

② 親会社との間の取引について

ア. 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、また、上記ア. のとおり、当社の利益を害さないように留意していることから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
信越ファインテック株式会社	百万円 300	100 %	「精密成形品」等の販売及び建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America, Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	千マレーシア リンギット 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 14,414	*100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 9,194	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。
 2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。
 3. *印は子会社を通じて行っている出資を含めて算出している出資比率です。
 4. 当期から、信越聚合物（上海）有限公司は売上高等を勘案し、重要性が乏しいため、重要な子会社から外れました。
 5. 2020年1月2日付で、Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd. は2,512千シンガポールドル増資しております。これはグループ内組織再編の一環として、ASEAN、香港及び中国華南地域における統括機能の強化と経営効率化を図る目的で、当社が保有していたShin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd. の全株式を現物出資し、Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd. の子会社としたためであります。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、下記製品の製造及び販売等を行っております。

主 要 事 業	主 要 製 品
電 子 デ バ イ ス 事 業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精 密 成 形 品 事 業	OA機器用部品、シリコンゴム成形品、半導体関連容器、キャリアテープ関連製品
住 環 境 ・ 生 活 資 材 事 業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、塩ビパイプ関連製品、外装材関連製品
そ の 他	工事関連他

(9) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当 社

本 社：東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、広島営業所、札幌営業所

工 場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）、南陽工場（山口県）、塩尻工場、長野分工場（以上、長野県）、糸魚川工場（新潟県）

② 子 会 社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）

販 売：信越聚合物（上海）有限公司（中国）

Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co.,Ltd.（同上）

Shin-Etsu Polymer Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）

Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.（タイ）

Shin-Etsu Polymer Singapore Pte.Ltd.（シンガポール）

Shin-Etsu Polymer America,Inc.（アメリカ合衆国）

Shin-Etsu Polymer Europe B.V.（オランダ）

製 造：蘇州信越聚合有限公司（中国）

東莞信越聚合有限公司（同上）

Hymix Co.,Ltd. (タイ)
 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレーシア)
 PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia (インドネシア)
 Shin-Etsu Polymer India Pvt.Ltd. (インド)
 Shin-Etsu Polymer Hungary Kft. (ハンガリー)

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	2,618名	+ 64名
精密成形品事業	1,691名	- 22名
住環境・生活資材事業	263名	+ 1名
その他	83名	- 2名
合計	4,655名	+ 41名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,030名	- 4名	45歳	20年

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 82,623,376株
(自己株式1,744,611株を含んでおります。)
- (3) 株 主 数 8,986名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	千株 42,986	% 53.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,004	4.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,752	4.6
角 田 博	1,438	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	904	1.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	768	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	732	0.9
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	685	0.8
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	593	0.7
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	585	0.7

- (注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が1,744千株ありますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における新株予約権の状況

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数
16,570個	普通株式 1,657,000株

(注) 新株予約権1個につき発行する株式数は、100株であります。

(2) 当事業年度末における会社役員の保有する新株予約権の状況

	発年 行度	新株予約 権の数	目的である 株式の 種類・数	払込金額	行使価額	人数	権利行使期間
取締役	2016年度	960個	普通株式 96,000株	1株当たり 100円	1株当たり 702円	3名	2018年9月13日から 2022年3月31日まで
	2016年度 (注3)	210個	普通株式 21,000株	無償	1株当たり 702円	3名	2018年9月13日から 2022年3月31日まで
	2017年度	2,600個	普通株式 260,000株	1株当たり 172円	1株当たり 1,056円	9名	2019年9月13日から 2023年3月31日まで
	2018年度	2,950個	普通株式 295,000株	1株当たり 121円	1株当たり 962円	9名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで
	2019年度	3,050個	普通株式 305,000株	1株当たり 147円	1株当たり 759円	9名	2021年9月12日から 2025年3月31日まで

(注) 1. 社外取締役は、当社の新株予約権を保有しておりません。

2. 新株予約権の行使の条件

(2016年度及び2017年度発行分)

- i 新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった場合、該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。
 - ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は囑託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6箇月間に限りこれを行使することができる。
- iii その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2018年度及び2019年度発行分)

- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
 - ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は囑託
 - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員

- iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
3. 取締役（3名）が、当社従業員又は当社子会社取締役であった時に交付を受けた新株予約権

(3) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

- ① 交付した新株予約権の数
1,510個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 151,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の払込金額
無償
- ④ 新株予約権の行使価額
1株当たり 759円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
2021年9月12日から2025年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
 - ・当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
 - ・当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
 - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

(当社従業員及び子会社取締役に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計)

区 分	新 株 予 約 権 の 数	目的である株式の数	交 付 者 数
当 社 従 業 員	1,210個	121,000株	23名
子 会 社 取 締 役	300個	30,000株	6名

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況等
代 社	表 取 締 役 長	小	野 義 昭	
	専 務 取 締 役	出	戸 利 明	営業本部長
	常 務 取 締 役	高	山 徹	環境保安・業務監査関係担当 社長室長
	常 務 取 締 役	古	川 幹 雄	営業本部新事業統括室長
	常 務 取 締 役	菅	野 悟	開発本部長
	取 締 役	轟	茂 道	公認会計士・税理士 轟茂道事務所所長
	取 締 役	宮	下 修	
	取 締 役	柴	田 靖	管理本部長兼人事部長
	取 締 役	小	林 直 樹	営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長
	取 締 役	石	原 寛	信越ファインテック株式会社代表取締役社長
	取 締 役	佐	藤 光 男	生産本部長
	常 勤 監 査 役	野	口 修 一	
	常 勤 監 査 役	宮	崎 盛 雄	
	監 査 役	細	木 幸 仁	

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、日浦 致及び波多健治郎の両氏は任期満了により、取締役を退任しました。
2. 2019年6月25日開催の第59回定時株主総会において、新たに、取締役に宮下 修氏が選任され、就任しました。
3. 2019年6月25日開催の第59回定時株主総会終結後の取締役会において、菅野 悟氏が常務取締役に選定され、就任しました。
4. 取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏は、社外取締役であります。なお、取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

5. 監査役 宮崎盛雄氏は、長年にわたる親会社経理部勤務の経験を有しているなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 野口修一、宮崎盛雄及び細木幸仁の各氏は、社外監査役であります。なお、監査役 野口修一氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役 轟 茂道及び宮下 修の両氏並びに社外監査役 野口修一、宮崎盛雄及び細木幸仁の各氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。
その内容の概要は、次のとおりであります。
[社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要]
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
8. 次のとおり、取締役の担当を変更しております。
(2019年4月1日付)

氏名	新担当	旧担当
古川 幹雄	営業本部新事業統括室長	営業本部営業第三部長 営業本部新事業統括室長
小林 直樹	営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長	営業本部営業第一部長 営業本部海外営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区	分	人	数	報酬等の総額
取	締	役	13名	297百万円
監	査	役	3名	29百万円
合	計		16名	326百万円

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役11名、監査役3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額（賞与を含む。）は、38百万円であります。
 3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額57百万円が含まれております。
 4. 上記のほか、2019年8月27日の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役9名に対しストックオプションとしての新株予約権44百万円を付与しました。
 5. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は6名、51百万円であります。
 6. 上記のほか、退職慰労金として、当事業年度に退任した取締役1名に対し、15百万円を支払っております。なお、この金額は、過年度の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 轟 茂道氏は、公認会計士・税理士 轟茂道事務所所長を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	轟 茂 道	当事業年度の取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
取 締 役	宮 下 修	就任後開催された当事業年度の取締役会9回のうち8回に出席し、必要に応じて、主として、総合商社における医療品事業分野での豊富な経験を生かして、また、独立的・客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	野 口 修 一	当事業年度の取締役会13回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、経営的見地及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	宮 崎 盛 雄	当事業年度の取締役会13回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、財務・会計の見地及び客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	細 木 幸 仁	当事業年度の取締役会13回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、業務上の豊富な経験を生かして、また、客観的な立場から発言を行っております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割などを考慮し、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。

① 取締役

取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任を明確にすることから、役割に応じた「基本報酬」に加えて、年次業績が反映する「賞与」及び「ストックオプション」としております。

なお、社外取締役の報酬については、その職務から、役割に応じた「基本報酬」のみとしております。

② 監査役

監査役の報酬は、業績に対する客観性を重視し、役割に応じた「基本報酬」としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人 原会計事務所

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

[会計監査人との責任限定契約の概要]

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	58百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.及びShin-Etsu Polymer Singapore Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められるなど必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告では、金額、株式数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	77,676	流動負債	18,771
現金及び預金	42,514	支払手形及び買掛金	10,591
受取手形及び売掛金	19,250	電子記録債務	2,057
電子記録債権	2,870	未払金	1,053
商品及び製品	7,086	未払法人税等	520
仕掛品	1,396	未払費用	2,141
原材料及び貯蔵品	3,212	賞与引当金	1,296
未収入金	1,090	役員賞与引当金	57
その他	765	その他	1,053
貸倒引当金	△ 511	固定負債	2,068
固定資産	27,701	退職給付に係る負債	1,341
有形固定資産	23,579	その他	726
建物及び構築物	8,512	負債合計	20,839
機械装置及び運搬具	5,137	(純資産の部)	
土地	6,652	株主資本	86,930
建設仮勘定	1,503	資本金	11,635
その他	1,774	資本剰余金	10,718
無形固定資産	156	利益剰余金	66,259
ソフトウェア	74	自己株式	△1,683
その他	81	その他の包括利益累計額	△2,622
投資その他の資産	3,966	その他有価証券評価差額金	190
投資有価証券	1,874	為替換算調整勘定	△2,776
長期貸付金	75	退職給付に係る調整累計額	△ 36
繰延税金資産	1,058	新株予約権	229
その他	957	純資産合計	84,538
資産合計	105,378	負債・純資産合計	105,378

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金	額
売 上 高		80,254
売 上 原 価		54,561
売 上 総 利 益		25,693
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,936
営 業 利 益		7,756
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	333	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	199	
そ の 他	134	666
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30	
為 替 差 損	260	
そ の 他	35	326
経 常 利 益		8,097
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,097
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,601	
法 人 税 等 調 整 額	207	1,808
当 期 純 利 益		6,288
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,288

(ご参考)

(要約)連結キャッシュ・フロー計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	8,097
減価償却	3,939
為替差	132
投資有価証券売却	△ 199
売上債権の減少	1,330
たな卸資産の増加	△ 663
仕入債務の減少	△ 1,936
その他	△ 1,259
小計	9,440
法人税等の支払額	△ 2,082
その他	330
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,688
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の減少	315
有形固定資産の取得による支出	△ 4,956
投資有価証券の売却による収入	324
その他	△ 312
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,629
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	△ 434
配当金の支払	△ 1,301
その他	△ 77
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,813
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 372
V 現金及び現金同等物の増加額	873
VI 現金及び現金同等物の期首残高	40,802
VII 現金及び現金同等物の期末残高	41,675

(要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2020年3月31日現在)

現金及び預金勘定	42,514百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 838百万円
現金及び現金同等物	41,675百万円

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,425	流動負債	17,998
現金及び預金	21,066	支払手形	122
受取手形	1,076	電子記録債権	2,057
電子記録債権	2,567	買掛金	8,007
売掛金	12,776	未払金	976
商品及び製品	4,292	未払費用	784
仕掛品	400	未払法人税等	143
原材料及び貯蔵品	1,428	預り金	4,357
未収入金	782	賞与引当金	1,158
その他	456	役員賞与引当金	57
貸倒引当金	△ 421	その他	333
固定資産	25,832	固定負債	1,636
有形固定資産	16,672	長期未払金	85
建物	5,723	退職給付引当金	1,049
構築物	145	資産除去債務	501
機械及び装置	2,738	負債合計	19,634
車両運搬具	42	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	842	株主資本	50,220
土地	6,022	資本金	11,635
建設仮勘定	1,157	資本剰余金	10,469
無形固定資産	119	資本準備金	10,469
ソフトウェア	54	利益剰余金	29,799
その他	65	利益準備金	1,019
投資その他の資産	9,039	その他利益剰余金	28,780
投資有価証券	653	別途積立金	15,230
関係会社株式	5,552	繰越利益剰余金	13,550
関係会社出資金	1,734	自己株式	△1,683
長期前払費用	208	評価・換算差額等	172
繰延税金資産	588	その他有価証券評価差額金	172
その他	302	新株予約権	229
資産合計	70,257	純資産合計	50,623
		負債・純資産合計	70,257

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額
売上高	55,507
売上原価	39,969
売上総利益	15,538
販売費及び一般管理費	12,760
営業利益	2,778
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	952
投資有価証券売却益	194
その他	54
の	1,205
営業外費用	
支払利息	20
為替差損	39
固定資産除却損	21
その他	0
の	82
経常利益	3,901
税引前当期純利益	3,901
法人税、住民税及び事業税	567
法人税等調整額	142
当期純利益	3,191

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御 中

監査法人 原会計事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 松 木 良 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 米 山 憲 明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

信越ポリマー株式会社
取締役会 御 中

監査法人 原会計事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 松 木 良 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 米 山 憲 明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

信越ポリマー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 野 □ 修 一 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 宮 崎 盛 雄 ㊟

社外監査役 細 木 幸 仁 ㊟

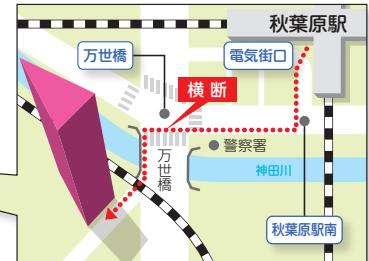
以 上

第60回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）
 (電話)03-6859-8200 (代表)



秋葉原駅からのアクセス



上図の通り万世橋交差点の**横断歩道**を渡ってから**左折**願います。
 横断せずに左折すると、しばらく横断することができません。



交通機関のご案内

- | | | |
|---------|------------|------------------|
| (JR) | ■ 秋葉原駅 | 電気街口 …………… 徒歩5分 |
| | ■ 御茶ノ水駅 | 聖橋口 …………… 徒歩7分 |
| | ■ 神田駅 | 北口 …………… 徒歩7分 |
| (東京メトロ) | ■ 丸の内線淡路町駅 | A3番出口 …………… 徒歩4分 |
| | ■ 銀座線神田駅 | 6番出口 …………… 徒歩4分 |

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



会場には、本総会専用の駐車場、駐輪場の用意はございませんので、
 公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。